

平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)

■主な目的

高速道路と並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とし、交通容量に余裕のある高速道路の利用を促進

■新たな割引概要

①割引対象

ETCコーポレートカードを利用して、地方部の高速道路を通行し、平日の朝夕(6時～9時、17時～20時)の時間帯に、料金所を通過する全車種(最大100km相当分)

朝、夕それぞれ最初の1回に限り適用

平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象額は大口・多頻度割引の割引対象外(詳しくは、P3～4参照)
新たな登録手続き等は不要

②対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する地方部の高速国道及び一般有料道路(一部を除く)

京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、首都圏中央連絡自動車道(茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間)、新湘南バイパス、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路、南阪奈道路、八木山バイパス、関門トンネル

③割引率

- ・月毎の割引対象となる利用回数に応じ、割引率を設定
- ・ETCコーポレートカードのご利用額請求時に、割引後料金で請求

月毎の利用回数	割引率(地方部)
1～4回	0%
5～9回	30%
10回以上	50%

④実施時期

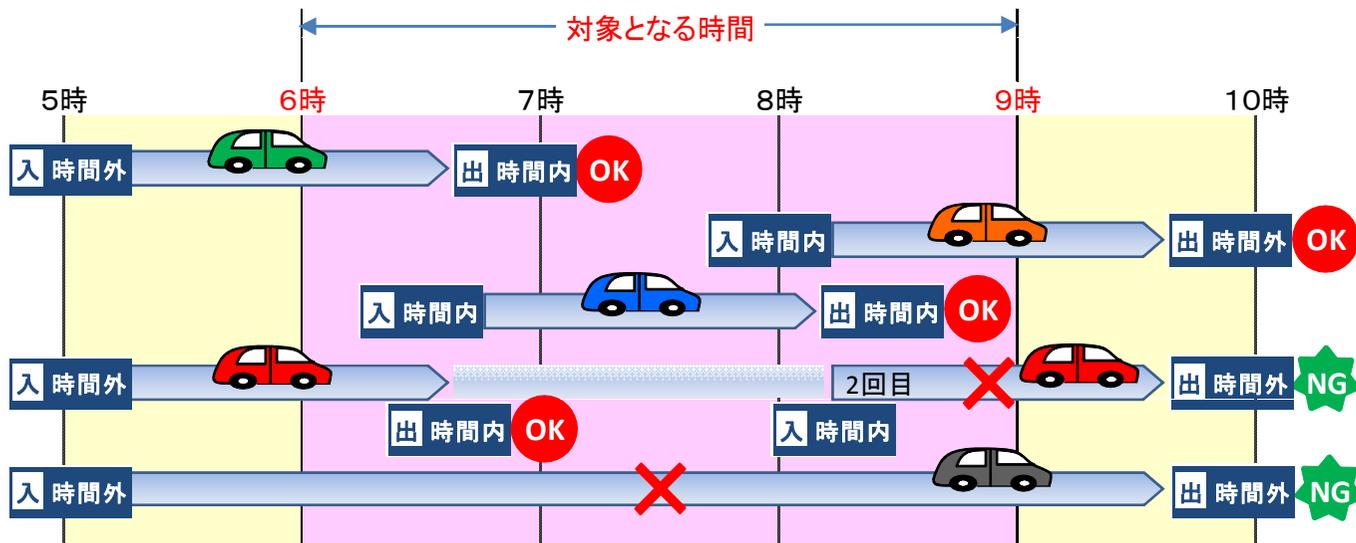
平成26年7月1日(火)から実施

【参考】平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の仕組み(1)

■3月末まで実施していた通勤割引からの主な変更点

	(新)平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)	(旧)通勤割引
対象日	平日のみ 休日は休日割引が適用(普通車以下)	全日
対象時間帯	6時から9時 および 17時から20時	6時から9時 および 17時から20時
割引の適用	割引対象となる月間利用回数に応じて適用 (料金所通過時は通常料金を表示)	走行1回ごとに適用 (料金所通過時に割引後料金を表示)
割引方法	割引額を差し引いて通行料金を請求	割引額を差し引いて通行料金を請求

■割引対象走行と対象外走行の例(平日・午前中の場合)



※深夜割引、休日割引が適用される走行は、平日朝夕割引の割引対象外になります。
(走行回数にもカウントされません。)

【参考】平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の仕組み(2)

■大口・多頻度割引との適用関係

(1) 地方部100km以内の区間の場合……仙台宮城IC～福島西IC(77.5km) 大型車の例

割引対象となる利用回数	月1～4回	月5～9回	月10回以上
利用1回分の通常料金	3,560円		
平日朝夕割引適用後の料金	3,560円 (0%割引)	2,490円 (30%割引)	1,780円 (50%割引)
大口・多頻度割引の割引計算対象額(※)	0円		

(2) 地方部100km超の区間の場合……太宰府IC～宮崎IC(276.8km) 大型車の例

割引対象となる利用回数	月1～4回	月5～9回	月10回以上
利用1回分の通常料金	10,100円		
平日朝夕割引適用後の料金	10,100円 (100km分 0%割引)	9,010円 (100km分 30%割引)	8,280円 (100km分 50%割引)
大口・多頻度割引の割引計算対象額(※)	6,460円		

() 通常料金から、平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象額(割引率50%時の割引額×2)を差し引いて算出

【参考】平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の仕組み(3)

(3) 地方部100km以内＋大都市部の区間の場合……中国吹田IC～山陽姫路西IC(94.3km) 大型車の例

割引対象となる利用回数	月1～4回	月5～9回	月10回以上
利用1回分の通常料金	4,560円		
平日朝夕割引適用後の料金	4,560円 (地方部 0%割引)	3,660円 (地方部 30%割引)	3,060円 (地方部 50%割引)
大口・多頻度割引の割引計算対象額(※)	1,560円		

(4) 地方部100km超＋大都市部の区間の場合……東京IC～浜松IC(230.0km) 大型車の例

割引対象となる利用回数	月1～4回	月5～9回	月10回以上
利用1回分の通常料金	9,020円		
平日朝夕割引適用後の料金	9,020円 (地方部100km分 0%割引)	7,870円 (地方部100km分 30%割引)	7,110円 (地方部100km分 50%割引)
大口・多頻度割引の割引計算対象額(※)	5,200円		

() 通常料金から、平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象額(割引率50%時の割引額×2)を差し引いて算出